



トラブルを未然に防ぐために——

にしわき消費生活通信

◆相談件数 300件（前年度284件）

相談件数は少し増加し、60歳以上の方の契約に関する相談が全体の5割以上を占めました。

▶主な相談内容

▷商品一般（60件）

身に覚えのない不審な電話がかかってきたり、ショートメッセージや郵便物が届いたりした。

▷健康食品（14件）

SNSの広告を見て、初回500円の健康食品を購入したが、突然2回目が届いて1万円を請求された。「定期購入」だったので解約したい。

◆要注意の消費者トラブル

▶通販での化粧品、健康食品などのトラブル

ネット通販などの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については、事業者が決めた特約（返品特約）に従うことになります。通信販売での購入の際は、事前に返品の可否や交換の条件をよく確認しましょう。

No.224

令和5年度の相談内容からみるトラブル傾向

▶SNSをきっかけにした投資トラブル

投資や副業といったもうけ話をきっかけにしたトラブルが年齢を問わず多発しています。SNSで知り合った人から投資グループに誘われ、そこでFX（外国為替証拠金）取引を持ち掛けられるケースが目立つようになっています。消費者は投資グループから指示され、指定された個人名義口座にお金を振り込むと、最後は一切引き出せなくなるという詐欺です。

不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センターへ相談してください。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
（祝日・年末年始除く）